

○みねサテライトオフィス等視察費用助成金交付要綱

令和4年4月1日

告示第43号

(趣旨)

第1条 この告示は、みねサテライトオフィス等視察費用助成金交付要綱（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この助成金は、県外事業者が本市へのサテライトオフィス等の設置を検討するため、市内の空き店舗や工業団地等を視察した場合に係る旅費を助成することにより、県外事業者の立地促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス等とは、主に自らの事業にかかる事務処理業務や営業活動拠点として使用するほか、研究開発や生産活動拠点として使用する施設をいう。
- (2) 県外事業者とは、本市にサテライトオフィス等を有しておらず、かつ、法人の所在地が県外の者をいう。

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象地の視察を行う次の各号に掲げる要件を全て満たす県外事業者とする。

- (1) 日本標準産業分類に掲げる製造業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業又はサービス業（他に分類されないもの）を営む者であること。
- (2) 法人として既に1年以上の事業活動実績があること。
- (3) 国・県・市等において交付を受けた同種の助成金等と重複して交付を受ける者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと。

(助成金の交付)

第5条 市長は助成対象者に対して、毎年度予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は、助成対象者が負担する従業員及び役員（以下「従業員等」という。）の出発地（国外の場合、国内空港とする。）から本市までの交通費のうち、公共交通機関

(タクシーを除く) 及びレンタカーを利用した実費に限るものとする。

2 助成金は、従業員等1人当たり5万円を限度とし、かつ、1回の視察に係る助成金の算定の対象となる従業員等の人数は3人までとする。

3 前2項の規定により算定した額の合計額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前申込等)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、事前に、みねサテライトオフィス等視察申込書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書が提出された場合において、当該申込書と視察内容について適当であると認めるときは、みねサテライトオフィス等視察受入決定通知書(別記様式第2号)により当該申込を行った助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、前項の規定による決定通知に基づく視察を実施し、助成対象経費が確定したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) みねサテライトオフィス等視察費用助成金交付申請書(別記様式第3号)

(2) みねサテライトオフィス等視察費用助成金実績報告書(別記様式第4号)

(3) 助成の対象となる経費を証する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、前条の書類が提出された場合において、その内容を審査の上、助成金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内で助成金の交付を決定し、みねサテライトオフィス等視察費用助成金交付決定通知書(別記様式第5号)により当該申請を行った助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定により助成金の交付決定通知を受けた助成対象者は、みねサテライトオフィス等視察費用助成金交付請求書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは助成金を交付する。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、第9条に規定する助成金の交付決定を受けた助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金を他の用途へ使用したとき

(2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) この告示又はこの告示の規定に基づく処分に違反したとき

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該助成対象者に対し、みねサテライトオフィス等視察費用助成金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該事業者に対し期間を定め、みねサテライトオフィス等視察費用助成金返還命令書（別記様式第8号）により返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号 (第7条関係)

みねサテライトオフィス等視察申込書

年 月 日

美 祢 市 長 様

申請者 住 所
企業等名
代表者氏名

みねサテライトオフィス等視察費用助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申込みます。

記

1 申請者の概要

設立年月	年 月	業 種	
資 本 金	千円	総従業員数	
事業内容			

2 視察の目的

--

3 視察を希望する場所又は空き店舗等名

--

4 視察を希望する期間、人数、要望等

希望時間	年 月 日 ~ 年 月 日	視察予定人数	人
要 望 等			

※ご担当者連絡先

役 職 氏 名		電 話 番 号	
		F A X 番 号	
		E - m a i l	

別記様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

美祿市長



みねサテライトオフィス等視察受入決定通知書

年 月 日付けで申込のあった、みねサテライトオフィス等視察について、申請内容のとおり受入を決定したので、みねサテライトオフィス等視察費用助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

美 祢 市 長 様

申請者 住 所
企業等名
代表者氏名

みねサテライトオフィス等視察費用助成金交付申請書

年 月 日付け美祢市指令商第 号により視察受入決定通知のあった
このことについて、助成金の交付を受けたいので、みねサテライトオフィス等視察
費用助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請しま
す。

記

1 助成金交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) みねサテライトオフィス等視察費用助成金実績報告書（様式第4号）
- (2) 会社概要が分かるもの（パンフレット等）
- (3) 直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書など）
- (4) その他参考となる資料

別記様式第4号 (第8条関係)

みねサテライトオフィス等視察費用助成金実績報告書

1 視察実施日 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)

2 視察者名簿 (計 人)

所属・役職名	氏名	備考

3 助成金の算定内訳

(1) 助成金対象経費の算定

(助成金の申請は3人までとし、1人あたりの限度額は50,000円)

視察者氏名	①交通費計	②レンタカー	交通経路
	円	円	
	円		
	円		

※出発地(国内に限る。)から本市までの交通費のうち、公共交通機関(タクシーを除く。)を利用した実費について記載すること。

視察者ごとに支出額が確認できる書類(領収書、明細書、旅費規程に基づく支出調書等)を添付する。なお、実際の支出額が確認できないものは記載しないこと。

(2) 助成金交付申請額の算定

交付申請額 _____円 (100円未満切捨て)

※視察者ごとに、(1)で算定した①と②の合計額と限度額を比較し低い方の額を合計し、合計額の100円未満を切り捨てた額を交付申請額として記載すること。

4 視察の実績、成果等

--

※視察の実績、成果及び今後の動向等について記載すること。

別記様式第 5 号 (第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

美祢市長



みねサテライトオフィス等視察費用助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、みねサテライトオフィス等視察費用助成金交付申請について、下記のとおり助成金の交付を決定したので、みねサテライトオフィス等視察費用助成金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 助成金交付決定額 金 _____ 円

年 月 日

美 祢 市 長 様

申請者 住 所
企業等名
代表者氏名

みねサテライトオフィス等視察費用助成金交付請求書

年 月 日付け美祢市指令商第 号で交付決定を受けたこのことについて、みねサテライトオフィス等視察費用助成金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 助成金請求額 金 _____ 円
- 2 助成金振込先 (請求者名と一致する口座を記入すること)

金融機関名			
本・支店名			
フリガナ		種別	普通・当座
口座名義人			
口座番号			

別記様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

美祿市長



みねサテライトオフィス等視察費用助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け美祿市指令商第 号に交付決定通知のあった、みねサテライトオフィス等視察費用助成金について、下記の理由により助成金の交付決定を取り消したので、みねサテライトオフィス等視察費用助成金交付要綱第11条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定を取り消した理由

教 示

1 審査請求（又は「異議申立て」）について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、美祿市長に対して審査請求（又は「異議申立て」）をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求（又は「異議申立て」）をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取り消しの訴えは、1の審査請求（又は「異議申立て」）に対する裁決（又は「決定」）を経た後に、当該審査請求（又は「異議申立て」）に対する裁決（又は「決定」）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、美祿市長を被告として提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求（又は「異議申立て」）をした場合は、当該審査請求（又は「異議申立て」）に対する裁決（又は「決定」）があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求（又は「異議申立て」）をした場合は、当該審査請求（又は「異議申立て」）に対する裁決（又は「決定」）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第 8 号 (第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

美祢市長



みねサテライトオフィス等視察費用助成金返還命令書

年 月 日付け美祢市指令商第 号にて交付決定の取り消しのあった、
みねサテライトオフィス等視察費用助成金について、みねサテライトオフィス等視
察費用助成金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり助成金の返還を命じます。

記

- 1 返還金額 金 _____ 円
- 2 返還期限 年 月 日まで